

令和8年度「漁業の安全月間」の活動計画概要

1. 行事の名称

令和8年度漁業の安全月間

2. 経緯・趣旨

我が国周辺では、漁船からの海中転落や衝突事故によって毎年多くの漁業者が命を落としている。このような事故を減らすためには、漁船の安全操業に関する漁業者の意識向上等を図ることが重要である。

このため、漁船事故防止に向けた取り組みの一環として、漁業関係団体や関係行政機関が連携して毎年10月を「全国漁船安全操業推進月間（以下、「月間」という。）」として位置づけ、全国の漁業者及び漁業関係者に対して、事故防止のための周知啓発キャンペーンを実施してきた。

今般、より漁業現場に浸透しやすい名称にするため、また、漁船漁業以外も含めた漁業全体の安全対策も重要であることから、令和8年度は、「漁業の安全月間」として、周知啓発キャンペーンを行うこととする。

3. 実施団体における各自の運動等との連携

各実施団体においては、各自で計画している安全対策推進運動を妨げるものではないが、月間の目的及び取組内容を踏まえ、可能な範囲において連携して実施することとする。

4. 月間実施期間

令和8年10月1日～10月31日

5. 月間の目的

- (1) 漁業の安全対策に関する漁業者意識の向上による漁船事故や人身事故発生の減少
- (2) 工作中的のケガ・病気への補償措置の啓発
- (3) 漁業就業者の健康対策の促進

6. 月間における主な取組内容

月間実行委員会等は、漁業関係者等に対し以下のような取り組みを実施する。

- (1) 月間に先立ち、水産庁主催による「漁業安全対策推進会議」を開催する。
- (2) 月間期間中、漁業の安全対策に関する啓発ポスター等を作成し漁協・漁連等の関係漁業団体や関係行政機関に掲示して安全対策等の周知徹底を図る。
- (3) 水産庁において実施する労災保険制度の認知度等調査を通じて、工作中的のケガ・病気への補償措置の普及促進を図る。
- (4) ライフジャケットの着用率向上およびAIS（船舶自動識別装置）の普及促進のための周知を行う。

7. 月間の実施団体

(1) 月間実行委員会

幹事団体：一般社団法人大日本水産会

協賛団体：特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構

全国漁業協同組合連合会

全国共済水産業協同組合連合会

日本漁船保険組合

一般財団法人中央漁業操業安全協会

公益財団法人漁船海難遺児育英会

一般社団法人全国漁業無線協会

一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター

船員災害防止協会

全国健康保険協会

(2) 後援団体：水産庁、海上保安庁、国土交通省、運輸安全委員会、海難審判所